

盛岡市火葬場の名称等の変更について

平成 22 年 11 月 24 日  
市 民 部

1 名称等変更の経緯

新火葬場の名称については、地元説明会で火葬場という直接的な表現を避けてほしい旨の要望があったほか、議会においても同様の主旨の質問が出されていたこと及び全国的にも名称に「火葬場」を用いない事例が多いことから、名称を公募し、新火葬場の火葬棟を供用開始する時期（平成23年11月を予定）に合わせて、施設の名称及び位置（施設の配置が変わることによるもの。）を改めようとするものである。

2 名称の選定

本年8月から9月までの約1箇月間の公募期間に208点（127人）の応募があり、火葬場整備検討委員会（委員長：細田副市長、委員：関係部長）及び同委員会幹事会（幹事長：市民部長、幹事：関係課長）において、応募名称「盛岡・やすらぎの丘」及び「盛岡市斎場やすらぎの森」を補作した上で、次のとおり新火葬場の名称に選定した。

(1) 選定した名称

盛岡市斎場やすらぎの丘

(2) 選定理由

ア 盛岡市の施設であることが明確であり、「斎場」が「火葬場」に代わる表現として広く定着しており、利用者にわかりやすいこと。

イ 「やすらぎ」という表現に、やわらかい温かみがあること。

ウ 亡くなった後、ゆっくりやすらいでもらいたいという気持ちが込められていること。

エ 「やすらぎ」という語句を使用した名称の応募数が最も多く、応募者の共通した思いが強く込められていると判断されること。

オ 火葬場所在地の地形的イメージである「丘」を表現していること。

(3) 選定経緯

選定過程においては、概ね、次のようなことが考慮された。

ア 「火葬場という表現が直接的である。」という名称改正の経緯から、「火葬場」や「火葬」の語句を含まない名称を適当としたこと。

イ 一般的に分かりやすい名称を適当としたこと。

(ア) 火葬施設をイメージしやすく、火葬施設と理解されやすいもの。

(イ) 福祉施設など火葬施設以外にも使用されるような語句を含むものや、誤解されるおそれのある紛らわしい名称は避けたこと。（「〇〇苑」、「葬祭場と葬儀場」、「斎苑と菜園」など）

(ウ) 遠方から来る人にもわかりやすいこと。

(エ) 面白味があるよりも、シンプルでわかりやすいこと。

- ウ 宗教色が強くない名称を適当としたこと。（「冥土」、「浄土」、「極楽」など）
- エ 名称に使用されている文字の持つ意味についても考慮したこと。（「丘」、「杜」など）
- オ 火葬場の名称に地名を付す場合、地名の区域に住む市民によっては、それを好まないこともあるため、地名の付かない名称を適当としたこと。（「北山」、「愛宕」など）
- カ 外国語（カタカナ）などよりは、ひらがなのように優しい感じを受ける名称を適当としたこと。
- キ 愛称ではなく正式な名称であることから、当て字、造語などでない名称を適当としたこと。
- ク 条例上の名称であることから、法制上の考え方に沿って、「名称から盛岡市の施設ということが分り、どのような目的の施設かが分かること。」が適当としたこと。

(ア) 名称に、「盛岡市」又は「盛岡（もりおか）」が含まれていること。

(イ) 「火葬場」に代わる言葉として「斎場」が含まれていること。

選定過程において、「火葬場」に代わる言葉とした「斎場」については、「本来は神道用語とされており、宗教色のある用語である。」、「火葬場という意味で辞書に登載されていない。」、「葬儀場という意味合いが強いが、市営火葬場に葬儀場はない。」といった疑義が出されたが、中核市及び岩手県内の状況を調査した結果から、公共団体及び公共的な団体においても「火葬場」という意味で「斎場」を使用している例が多数を占めており、また、その使用状況から「火葬場」に代わる言葉としては「斎場」が適当であると判断した。

#### ○ 中核市の状況

中核市 40 都市の火葬施設 80 施設のうち、名称に「斎場」を使用している施設は 54 施設、「火葬場」12 施設、「聖苑」4 施設、その他 10 施設となっており、名称に「斎場」を使用している 54 施設のうち 28 施設、52%が葬儀設備のない施設となっている。

#### ○ 岩手県内の状況

県内の公共的火葬施設 31 施設のうち、名称に「斎場」を使用している施設が 10 施設、「火葬場」、「斎苑」を使用している施設が各 9 施設あり、名称に「斎場」を使用している 10 施設の全てが葬儀設備のない施設となっている。

#### ※参考 名称公募の内容

- (1) 募集方法 広報もりおか 8 月 15 日号及び盛岡市ホームページで募集。
- (2) 応募期限 平成 22 年 9 月 10 日まで(当日消印有効)
- (3) 応募資格 年齢や性別、住所を問わず誰でも応募できる。
- (4) 応募条件等 自作・未発表で他の類似施設と重複しないよう、名称に「盛岡」「もりおか」を入れるなど、盛岡の施設であることがイメージしやすいもの。
- (5) 応募方法 任意の用紙に、新しい火葬場の名称と読み方、名称を付けた理由、住所、名前、電話番号を記入し、市役所市民登録課へ郵送または持参。ファクスや市のホームページでも受け付け。1 人何点でも応募できるが、1 点ごとに名称と読み方、名称を付けた理由を記入すること。
- (6) 選定結果 平成 23 年 2 月頃、市のホームページで発表。
- (7) 補作等 応募された名称に係る一切の権利は盛岡市に帰属する。また、決定や使用の際に、名称を補作する場合がある。